

議案第24号

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(幕別町札内コミュニティプラザ条例の一部改正)

第1条 幕別町札内コミュニティプラザ条例（平成28年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

(使用時間及び休館日)

第4条 コミュニティプラザの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

(使用等)

第5条 コミュニティプラザの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

第6条から第12条までを削る。

第13条中「規則で」を「町長が別に」に改め、同条を第6条とする。

別表を削る。

(幕別町コミュニティセンター条例の一部改正)

第2条 幕別町コミュニティセンター条例（昭和57年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(使用時間及び休館日)

第3条 センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

(使用等)

第4条 センターの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

第5条から第11条までを削る。

第12条中「町長が」の次に「別に」を加え、同条を第5条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

(幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「の設置及び管理に関する」を削る。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 幕別町におけるコミュニティ活動の推進を図ることを目的として近隣センター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条の見出しを「(名称及び位置)」に改め、同条の表以外の部分を次のように改める。

センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

第3条及び第4条を次のように改める。

（使用時間及び休館日）

第3条 センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

（使用等）

第4条 センターの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「町長が」の次に「別に」を加え、同条を第5条とする。

別表1及び別表2を削る。

（幕別町公民館条例の一部改正）

第4条 幕別町公民館条例（平成17年条例第140号）の一部を次のように改正する。

第2条の表駒畠公民館の項位置の欄中「514番地71」を「514番地28」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（使用時間及び休館日）

第3条 公民館の使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。

（使用等）

第4条 公民館の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

第5条から第10条までを削る。

第11条中「規則で」を「が別に」に改め、同条を第5条とする。

別表を削る。

(幕別町民会館条例の一部改正)

第5条 幕別町民会館条例(平成17年条例第141号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(使用時間及び休館日)

第3条 会館の使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。

(使用等)

第4条 会館の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。

第5条から第10条までを削る。

第11条中「規則で」を「が別に」に改め、同条を第5条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(幕別町百年記念ホール条例の一部改正)

第6条 幕別町百年記念ホール条例(平成8年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

(使用時間及び休館日)

第4条 記念ホールの使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。

(使用等)

第5条 記念ホールの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号。以下「施設条例」という。)で定める。

第6条から第15条までを削る。

第16条の見出し中「代行」を「代行等」に改め、同条中「。以下「法」という。」

を削り、同条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

2 前項の規定により指定管理者に記念ホールの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 記念ホールの維持管理に関する業務

(2) 記念ホールの使用の承認及び利用調整に関する業務

(3) 教育委員会の承認を得て使用時間を変更し、又は臨時に休館日を設けること。

(4) 記念ホール等の修繕に関する業務

(5) 前各号までに掲げるもののほか、記念ホールの運営に関し教育委員会が必要と認める業務

第17条から第22条までを削る。

第23条中「及びこの条例並びにこれに」を「、施設条例、この条例及びこれらに」に改め、同条を第7条とする。

第24条を第8条とする。

第25条中「規則で」を「が別に」に改め、同条を第9条とする。

別表を削る。

(幕別町まなびや条例の一部改正)

第7条 幕別町まなびや条例(平成8年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表まなびや中里の項位置の欄中「155番地」を「153番地1」に改める。

第3条中「第1条の目的を達成するため、次の事業(商業活動を目的とする事業を除く。)に供する」を「次の事業を行う」に改め、同条第3号中「前各号のほか町の行事で幕別町教育委員会が必要と認める」を「その他まなびやの設置の目的を達成するために必要な」に改める。

第4条を次のように改める。

(使用時間及び休館日)

第4条 まなびやの使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。

第5条中「規則で」を「が別に」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(使用等)

第5条 まなびやの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。

(幕別町集団研修施設こまはた条例の一部改正)

第8条 幕別町集団研修施設こまはた条例(平成22年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「549番地」を「549番地1」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(使用時間及び休館日)

第3条 研修施設の使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。

(使用等)

第4条 研修施設の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。

第5条から第10条までを削る。

第11条中「規則で」を「が別に」に改め、同条を第5条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(幕別町体育施設条例の一部改正)

第9条 幕別町体育施設条例(昭和58年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表野球場の部に次のように加える。

依田公園野球場	〃 字依田382番地1
札内川河川緑地野球場	十勝川及び札内川右岸の一部

第2条の表に次のように加える。

ソフトボール場	幕別運動公園ソフトボール場	中川郡幕別町寿町93番地4
	札内川河川緑地ソフトボール場	十勝川及び札内川右岸の一部
テニスコート	幕別運動公園テニスコート	中川郡幕別町寿町138番地1
	札内スポーツセンターテニスコート	〃 札内暁町274番地
	忠類テニスコート	〃 忠類錦町439番地1
	依田公園テニスコート	〃 字依田388番地1
	札内川河川緑地テニスコート	十勝川及び札内川右岸の一部
アーチェリー場	幕別運動公園アーチェリー場	中川郡幕別町寿町92番地2
	依田公園アーチェリー場	〃 字依田380番地
バスケットコート	札内川河川緑地バスケットコート	十勝川及び札内川右岸の一部
サッカー場	札内川河川緑地サッカー場	〃
ラグビー場	札内川河川緑地ラグビー場	〃

第3条及び第4条を次のように改める。

(使用時間及び休場日)

第3条 体育施設の使用時間及び休場日は、教育委員会が別に定める。

(使用等)

第4条 体育施設の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

第5条から第10条までを削る。

第11条中「規則で」を「が別に」に改め、同条を第5条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(幕別町体育館条例の一部改正)

第10条 幕別町体育館条例（平成14年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条を次のように改め、同条を第3条とする。

(使用時間及び休館日)

第3条 体育館の使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。

第5条を次のように改め、同条を第4条とする。

(使用等)

第4条 体育館の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号。以下「施設条例」という。）で定める。

第6条から第12条までを削る。

第13条中「代行」を「代行等」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「教育委員会が指定する体育館（以下「指定体育館」という。）」を「体育館」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 前項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 体育館の維持管理に関する業務

(2) 体育館の使用の承認及び利用調整に関する業務

(3) 教育委員会の承認を得て体育館の使用時間又は休館日を変更し、若しくは臨時に設けること。

(4) 教育委員会の承認を得て利用料金を変更し、又は減免すること。

(5) 利用料金の徴収に関する業務

(6) 体育館の修繕に関する業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、体育館の運営に関し教育委員会が必要と認める業務

第14条から第19条までを削る。

第20条中「協定」の次に「、施設条例」を加え、「指定体育館」を「体育館」に改め、同条を第6条とする。

第21条を第7条とする。

第22条中「規則で」を「が別に」に改め、同条を第8条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

(幕別町保健福祉センター条例の一部改正)

第11条 幕別町保健福祉センター条例（平成8年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ものとする」を削る。

第4条を次のように改める。

(使用時間及び休館日)

第4条 センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(使用等)

第5条 センターの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

(幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例の一部改正)

第12条 幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例（平成17年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ものとする」を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

(使用時間及び休館日)

第4条 ふれあいセンター福寿の使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

(使用等)

第5条 幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）の規定は、ふれあいセンター福寿の使用について準用する。ただし、同条例第7条第1項の別表に定める使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとし、生

活支援ハウスについては同条例第10条、第11条、第12条及び第13条の規定は適用しない。

第6条から第11条までを削る。

第12条中「規則で」を「町長が別に」に改め、同条を第6条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

ふれあいセンター福寿施設使用料

区分		単位	使用料
占有使用	多目的ホールA	1時間につき	100円
	多目的ホールB		100円
	運動指導室		100円
	ふれあい調理室		100円
	ふれあい研修室A		100円
	ふれあい研修室B		100円
個人使用（運動指導室に限る。）		1人1回につき	100円

備考 占有使用をすることのできるものの要件は、町長が別に定める。

別表第2中「第6条」を「第5条」に改める。

（幕別町働く婦人の家条例の一部改正）

第13条 幕別町働く婦人の家条例（昭和57年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「婦人の家」の次に「（以下「施設」という。）」を加える。

第2条中「働く婦人の家の名称」を「施設の名称」に改める。

第3条及び第4条を削る。

第5条各号列記以外の部分を次のように改める。

施設は、次の事業を行う。

第5条第5号を次のように改める。

(5) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業

第5条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（使用時間及び休館日）

第4条 施設の使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

（使用等）

第5条 施設の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

第6条から第9条までを削る。

第10条中「町長が」の次に「別に」を加え、同条を第6条とする。

別表を削る。

（幕別町ふれあい交流館条例）

第14条 幕別町ふれあい交流館条例（平成14年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「においては、次の各号に掲げる事業を行うものとする」を「は、次の事業を行う」に改め、同条第1号中「事業」を「こと。」に改め、同条第2号中「を深めることを目的とする事業」を「促進に関すること。」に改め、同条第3号中「を図ることを目的とする事業」を「に関すること。」に改め、同条第4号中「その他」の次に「交流館の」を加える。

第4条及び第5条を次のように改める。

（使用時間及び休館日）

第4条 交流館の使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

（使用等）

第5条 交流館の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

第6条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「町長が別に」に改める。

（幕別町趣味の作業所条例の一部改正）

第15条 幕別町趣味の作業所条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ため、」の次に「幕別町」を、「作業所」の次に「（以下「施設」という。）」を加える。

第2条中「趣味の作業所の名称」を「施設の名称」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（使用時間及び休館日）

第3条 施設の使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

(使用等)

第4条 施設の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「町長が」の次に「別に」を加え、同条を第5条とする。

(幕別町老人福祉センター設置条例の一部改正)

第16条 幕別町老人福祉センター設置条例（昭和57年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条の目的を達成するため」及び「ものとする」を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

(使用時間及び休館日)

第4条 センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

(使用等)

第5条 センターの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「町長が」の次に「別に」を加え、同条を第6条とする。

(幕別町老人健康増進センター条例の一部改正)

第17条 幕別町老人健康増進センター条例（昭和61年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(使用時間及び休館日)

第3条 増進センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

(使用等)

第4条 増進センターの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

第5条（見出しを含む。）中「委託」を「委任」に改める。

第6条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「町長が別に」に改める。

(幕別町火葬場条例の一部改正)

第18条 幕別町火葬場条例（昭和61年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、無料とする。

- (1) 死亡時に本町に住所を有していた者の死体について火葬炉を使用するとき。
- (2) 本町に住所を有する者が外科等の手術により摘出した内臓や人体の一部について火葬炉を使用するとき。
- (3) 本町に住所を有する者の死産児、胞衣及び産わい物について火葬炉を使用するとき。

第5条を次のように改める。

（使用料の減免）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

- (1) 使用料を納付する資力がないと認めたとき。
- (2) その他特別の理由があると認めたとき。

別表中

区分	使用料	
	町内住民	町外住民
6歳未満	3,000円	4,500円
6歳以上15歳未満	6,000円	9,000円
15歳以上	8,000円	12,000円
その他	1,000円	1,500円

を

区分	使用料
6歳未満の死体	30,000円
6歳以上15歳未満の死体	40,000円
15歳以上の死体	50,000円
その他	10,000円

に改める。

（幕別ふるさと味覚工房設置条例の一部改正）

第19条 幕別ふるさと味覚工房設置条例（平成7年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 味覚工房は、次の事業を行う。

- (1) 地場農畜産物を利用した食品加工の研修及び体験に関すること。

(2) 地場農畜産物の食品加工技術の普及啓蒙に関すること。

(3) その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業

第4条中「町長が」の次に「別に」を加え、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(使用時間及び休館日)

第4条 味覚工房の使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

(使用等)

第5条 味覚工房の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。

(幕別町農業担い手支援センター条例の一部改正)

第20条 幕別町農業担い手支援センター条例（平成14年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、」及び「し、もって本町農業の健全な発展に寄与することを目的と」を削る。

第3条から第5条までを次のように改める。

(事業)

第3条 支援センターは、次の事業を行う。

(1) 農業の担い手確保・育成に関すること。

(2) 農地の流動化に関すること。

(3) 農業情報の提供に関すること。

(4) その他支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(使用時間及び休館日)

第4条 支援センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。

(使用等)

第5条 幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）の規定は、支援センターの使用について準用する。ただし、同条例第7条第1項の別表に定める使用料は、別表1及び別表2に定めるとおりとし、別表2に掲げる施設等は同条例第12条及び第13条の規定は適用しない。

第6条から第10条までを削る。

第11条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「町長が別に」に

改め、同条を第6条とする。

別表1を次のように改める。

別表1（第5条関係）

区分		単位	使用料
占有使用	研修室（1・2共通）	1時間につき	200円
	パソコン研修室		200円
	和室（1・2・3共通、別表2に掲げる場合を除く。）		100円

備考 占有使用をすることのできるものの要件は、町長が別に定める。

（幕別町営牧場条例の一部改正）

第21条 幕別町営牧場条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「、農用雌馬及びその子馬」を削る。

第5条中「牛馬」を「牛」に改める。

別表放牧の部乳用雌牛肉用雌牛の項中「230円」を「260円」に、「250円」を「520円」に改め、同部農用雌馬子馬の項を削る。

（幕別町スキー場条例の一部改正）

第22条 幕別町スキー場条例（平成17年条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「付属」を「附属」に改め、同表白銀台スキー場の項中「白銀台駐車場」、「白銀台管理等（1棟）」、「夜間照明灯（11基）」及び「白銀台車庫（1棟）」を削る。

第3条中「町長が」の次に「別に」を加える。

第4条を削る。

第5条を第4条とし、同条を次のとおり改める。

（使用等）

第4条 幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）の規定は、スキー場の使用について準用する。ただし、同条例第7条第1項の別表に定める使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとし、別表第1第1号及び第3号の表並びに別表第2に掲げる附属施設の使用については、同条例第3条、第5条、第10条、第12条、第13条及び第14条の規定は適用しない。

2 附属施設を使用しようとする者は、前項の使用料（別表第1第2号を除く。）を前納しなければならない。

3 町長は、公益上又は教育目的その他特別な理由があると認めるときは、第1項の使用料（別表第1第2号を除く。）を減免することができる。

第6条第1項中「施設」の次に「(白銀台宿泊ロッジを除く。)」を加え、「使用の承認を取り消し、又は」を削り、同条第2項中「が付かない」を「を伴わない」に、「が付く」を「を伴う」に改め、同条第3項を削り、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を削る。

第11条中「町長が」の次に「別に」を加え、同条を第8条とする。

別表第1中「第5条」を「第4条」に改め、同表第2号を次のように改める。

(2) 白銀台宿泊ロッジ使用料

区分		単位	金額
占有使用	大人	宿泊1人1夜につき	2,600円
	小人	宿泊1人1夜につき	1,300円
	日帰り利用	1棟当たり	1,400円

備考

- 1 小人とは、小学生とする。
- 2 未就学児童は、無料とする。
- 3 占有使用をすることのできるものの要件は、町長が別に定める。

別表第2中「第5条」を「第4条」に改める。

(幕別町都市公園等条例の一部改正)

第23条 幕別町都市公園等条例（昭和52年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「競技場及び」を「競技場、」に改め、同項中「野球場」の次に「、幕別運動公園ソフトボール場、幕別運動公園テニスコート及び幕別運動公園アーチェリー場並びに依田公園の公園施設である依田公園野球場、依田公園テニスコート及び依田公園アーチェリー場並びに十勝川水系河川緑地の公園施設である札内川河川緑地野球場、札内川河川緑地ソフトボール場、札内川河川緑地テニスコート、札内川河川緑地バスケットコート、札内川河川緑地サッカー場及び札内川河川緑地ラグビー場並びに忠類公園の公園施設である忠類テニスコート」を加える。

(幕別町母と子の家条例等の廃止)

第24条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 幕別町母と子の家条例（昭和46年条例第37号）

- (2) 幕別町寿の家条例（平成17年条例第24号）
- (3) 幕別町へき地保健福祉館条例（平成17年条例第26号）
- (4) 幕別町農業担い手会館条例（昭和54年条例第25号）
- (5) 幕別町集落センター設置条例（昭和56年条例第39号）
- (6) 幕別町乳用雌子牛哺育施設管理条例（昭和48年条例第31号）
- (7) 幕別町勤労者福祉会館条例（昭和53年条例第40号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第18条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に改正前の幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例、幕別町農業担い手支援センター条例、幕別町営牧場条例及び幕別町スキー場条例（以下「各条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の各条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 令和4年4月1日前に改正前の幕別町火葬場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の幕別町火葬場条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部改正）

- 4 幕別町役場支所及び出張所設置条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「514番地71」を「514番地28」に改める。

（幕別町立へき地診療所条例の一部改正）

- 5 幕別町立へき地診療所条例（昭和48年条例第26条）の一部を次のように改正する。

第1条中「514番地2」を「514番地28」に改める。